

(1) 座光寺特定土地利用地区（地区全域）

「建築物」については次の表のとおりです。その他の行為については「普通地域において届出が必要となる行為」を参照してください。

（ゴシック太字が変更箇所）

	行為の種類	届出が必要となる規模	関連条例
建築物	新築・増築・改築・移転	建築面積が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの	景観・調整
		床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの	景観
		高さが 10mを超えるもの	景観・調整
		<b>住宅の計画戸数が9を超えるもの</b>	調整
	外観の変更となる修繕・模様替・色彩の変更	変更に係る面積が 400 m <sup>2</sup> を超えるもの	景観

なお、座光寺地区においては、市の条例に基づく届出のほかに、屋外広告物及び住宅等の建築について、地域で運用する独自のルールがあります。詳しくは飯田市役所座光寺自治振興センター内、座光寺地域土地利用計画運営委員会へお問い合わせください。